

産業廃棄物処理業者の皆様へ

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課

事業報告書の提出についての御案内

日頃から産業廃棄物行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、産業廃棄物処理業者の方については、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号）第6条の規定により、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、知事に提出していただく必要があります。

つきましては、令和6年度の事業実績について、下記により報告書を提出していただきますようお願い致します。

記

1 対象者

茨城県知事から、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている方で、当該許可の期間が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までのうち、いずれか一日以上に係る方

2 提出書類

＜「産業廃棄物収集運搬業」又は「特別管理産業廃棄物収集運搬業」関係＞

・様式第1号「産業廃棄物収集運搬業（特別管理産業廃棄物収集運搬業）事業報告書」

＜「産業廃棄物処分業」又は「特別管理産業廃棄物処分業」関係＞

・様式第2号「産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業）事業報告書」

3 提出部数 1部

4 提出期限 **令和7年6月30日（火）必着**

5 問い合わせ及び提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 担当 櫻井、田山、安達

TEL 029-301-3033（直通 8時30分から17時15分まで。土日休日を除く。）

○ 様式は以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/fuho/fuho-toki/2024houkoku.html>

＊事業報告書を電子ファイル（Excel、pdf）で提出する場合には、「いばらき電子申請・届出サービス」を利用します。上記URLのページにリンクがありますので、そちらからアクセスしてください。

＊この案内はすべての事業者の方に郵送している関係上、先行してご提出いただいた事業者の方にも行き違いで届くことがございますので、その場合にはお手数ですが破棄の方をお願いします。

＊案内通知は来年度から原則メールで行うこととしますので、事業報告書のメールアドレスメールアドレスの記載をお願いいたします。また、紙での通知を希望される方は実績報告様式の「来年度以降の事業報告書案内通知受取媒体の希望」の紙の欄を☑ください。

（以下、必読願います）

- ・ 収集運搬業については、自社運搬は記入しないでください。
- ・ 収集運搬業と処分業の両方の許可を受けている方は、様式第1号及び第2号の両方を提出いただく必要があります。
- ・ （収集運搬）排出事業場の所在地、運搬先事業場の所在地については、都道府県名のみ記載願います。
- ・ （処分業）排出事業場の所在地については都道府県名のみ記載願います。また処分の場所につきましては、所在の市町村名のみ記載願います。
- ・ 実績がない場合には、「住所」「氏名又は名称」「電話番号」「許可番号」を記入し、余白に「実績なし」と大きく記入して提出してください。